

「Smart vLive®」サービスのお試し利用に関する利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に Smart vLive®サービスを提供するための条件として、Smart vLive®サービスのお試し利用規約（重要事項説明書、別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これにより、「Smart vLive」サービスのお試し利用（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約に同意し、誠実に順守するものとします。

第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、WebRTC（Web Real-Time Communication）技術を活用した低遅延のライブ映像配信が可能な動画配信プラットフォームサービスおよび、動画配信プラットフォームサービスを操作するためのWEB インターフェースシステムである CMS(Contents Management System)をいいます。
- (2) 「動画配信プラットフォームサービス」とは、契約者がアップロードした動画をウェブやアプリ等で再生するために、不特定多数の視聴者に対して配信できるシステムをプラットフォームとして提供するサービスをいいます。本サービスは Smart vLive の本格利用契約（Smart vLive 利用規約（<https://www.ntt.com/content/dam/nttcom/hq/jp/about-us/disclosure/tariff/pdf/c324.pdf>）に基づく契約をいいます。以下「Smart vLive の本格利用契約」といいます。)) が締結されることを前提として提供されるものです。
- (3) 「CMS」とは、Smart vLive の配信に関する各種設定や情報参照を行うための Web アプリケーションをいいます。
- (4) 「アカウント ID」とは、当社が契約単位に払い出す CMS のアカウント単位のことをいいます。当社は、第 4 条第 6 項に基づき利用開始日を通知するメールを送る際に、アカウント ID、代表ユーザー名、初期パスワードを契約者に提供します。
- (5) 「代表ユーザー名」とは、当社が契約単位に払い出すアカウント ID に対する 1 つの特権ユーザのことをいいます。
- (6) 「初期パスワード」とは、当社が契約単位に払い出す CMS のアカウント ID、代表ユーザー名に対する初期パスワードのことをいいます。
- (7) 「一般ユーザー名」とは、契約者が CMS のアカウント ID と代表ユーザー名とパスワードを用いて

CMS にて作成した一般ユーザー名のことをいいます。

(8)「契約者」とは、本サービスの契約者であり、本サービスを利用して動画を配信する者をいいます。

(9)「視聴者」とは、本サービスを利用して契約者が配信した動画を視聴する者をいいます。

(10)「ログデータ」とは、契約者が動画を配信した際の時刻・配信時間・動画データのメタデータ等の動画配信状況、及び視聴者が動画を視聴した際の時刻・視聴時間、セッション ID 等の視聴状況を記録したデータをいいます。

(11)「インGEST元 IP アドレス」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする機器の IP アドレスをいいます。本サービスでは、インGEST元 IP アドレスを指定し、それ以外の IP アドレスからの配信対象動画のアップロードを拒否する機能を有します。

(12)「インGEST URL」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスにアップロードする際の、アップロード先の URL をいいます。

(13)「ストリームキー」とは、契約者が配信対象の動画を本サービスのインGEST URL にアップロードする際に、指定するキー情報の文字列をいいます。

(14)「視聴プレイヤー」とは、契約者が本サービスを利用して配信した動画を、視聴者が視聴するための再生プレイヤー機能を提供するプログラムをいいます。視聴プレイヤーは、Web サイトに埋め込み可能なコードとして契約者に提供します。契約者が自身の視聴者用の Web サイトに、埋め込みコードを配置することで、契約者が配信する動画を視聴するための再生プレイヤー機能を、視聴者に提供することができます。

(15)「動画配信装置」とは、契約者が本サービスで配信する動画データを、インターネットを介して視聴端末に配信する電気通信設備をいいます。

(16)「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始する日をいいます。利用開始日より、本サービスの CMS のアカウントが有効化され、契約者は本サービスでの動画配信が可能となります。サービスプランの変更があった場合も、利用開始日は変わらず、最初に本サービスの提供を開始した日を利用開始日とします。

(17)「利用期間」とは、利用開始日から起算して本サービスを利用できる期間をいいます。本サービスの利用期間は 14 日間です。

第2章 契約

第4条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が当該申込みの承諾をする場合、当社は申込者に対しメールの送信等により承諾の連絡をします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その

他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からの申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 過去に本サービスをご利用されているお客様であると当社が判断したとき

(7) Smart vLive の本格利用契約を締結する意思がなく、本サービスのみのご利用をご希望であると当社が判断したとき

(8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

6 当社が申込みを承諾後、当社は契約者へ本サービスを提供する準備が完了次第、契約者に本サービスの利用開始日を通知するメール等を送信します。

第5条 利用期間と利用の終了

1 本サービスの利用期間は、第 3 条(11)のとおり、利用開始日から起算して 14 日間です。利用期間満了時に本契約は自動的に解約され、当社は契約者に通知することなく、契約者への本サービスの提供を終了します。

2 本サービスの利用期間の延長はできません。

3 第 1 項に基づく本サービスの提供終了にともない、契約者、視聴者または第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。

第6条 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第7条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第8条 契約内容の変更

本サービスは、本契約の成立後に契約内容を変更することはできません。

第9条 契約者が行う本契約の解約

契約者は、利用期間中、いつでも本契約の解約を申し出ることができ、当社は合理的な理由なくこれを拒まないものとします。

第10条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第4条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐欺、暴力的行為又は脅迫の言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

第11条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第12条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 別紙お試し利用条件表に記載する利用条件を超過したと当社が判断したとき。

(2) 契約者の利用が、本サービスまたは第三者にとってセキュリティ上の危険を呈するとき。

(3) 契約者の利用が、本サービスを提供する為の設備または契約者以外の本サービスの顧客に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 契約者の利用により、当社に責任が生じるおそれがあるとき。

(5) 契約者の利用が不正なものであるおそれがあるとき。

(6) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

第13条 料金

本サービスの料金は、発生いたしません。ただし、当社、契約者が第 21 条（契約者の義務）1 項 12 号に反し、別紙お試し利用条件表に記載する利用条件を超過して利用した場合、契約者に対して当該超過分について別紙お試し利用条件を超過した際の超過料金に基づき算出した料金を請求することが出来るものとし、契約者は当社から請求があったときは当該料金を支払わなければならないものとします。

第5章 データの取扱い

第14条 データに関する責任

第 24 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害につ

いても責任を負わないものとします。

第15条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営、使用状況の計測・分析及び新機能開発のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

3 当社は第 1 項に加え、保存データ及び生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：ログデータ

(2) 利用する目的：使用状況の計測・分析及び新機能開発のため

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第16条 データの削除

当社は、第 9 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 12 条（当社が行う本契約の利用停止）があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

第17条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップを行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データ及び生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

第18条 責任の制限

当社は、本サービスに関して契約者、視聴者または第三者に生じた損害について責任を負わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しないものとします。

第7章 雑則

第19条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスを「現状のまま」で提供します。法令で許される最大限において、本サービスは明示的か黙示的か、法令またはそれ以外に基づくものであるかを問わず、商品性、満足な品質、特定目的への適合性、非侵害に関する保証を含め、いかなる種類の表明も保証しません。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

4 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

5 本サービスの提供エリアは日本国内です。当社は、日本国外で本サービスを利用すること、または利用できないことにより契約者に生じた損害に対して責任を負わないものとします。

6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第20条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第21条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 本サービスで提供するソフトウェア、システム構成等のリバースエンジニアリング、逆アセンブルもしくは逆コンパイル、または提供される本サービス内容に含まれるソフトウェアのソースコードを引き

出すその他の処理もしくは手順を適用しないこと

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(5) 本サービスの再販売またはサブライセンスを行わないこと

(6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(7) 同時視聴端末数加算額および配信容量加算額の発生を回避するための方法、または最大同時視聴端末数および最大配信容量を超過するのを回避する方法によって本サービスを利用しないこと。

(8) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(10) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること

(11) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益・不快感を与える行為をしないこと

(12) 別紙お試し利用条件表に記載する利用条件を超過して本サービスを利用しないこと

(13) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損し、または本サービスの運営に支障をきたした場合は、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払い、当社または第三者に損害が生じたときは当該損害を賠償していただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係るアカウント ID、代表ユーザー名、一般ユーザー名及び各ユーザー名のパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものみなします。

5 契約者は、本サービスに係るインジェスト URL、ストリームキー、インジェスト元 IP アドレス及び視聴プレイヤー（以下「インジェスト情報等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、インジェスト情報等の一致を確認した場合、当該インジェスト情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものみなします。

6 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第22条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知

が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第23条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第24条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）によります。

第25条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 24 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第26条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第28条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

(別紙) お試し利用条件表

■お試し利用条件

サービスプラン	お試し利用プラン
最大同時視聴端末数 (台) ※	20 同時視聴
最大配信容量 ※	100GB
最大同時配信数 ※	1 配信

※お試し利用の利用期間14日以内

■お試し利用条件を超過した際の超過料金

超過料金	同時視聴端末数加算額	16,000 円
	追加 100 同時視聴端末ごと	(税込 17,600 円)
	配信容量加算額	50 円
	追加 1GB ごと	(税込 55 円)

- (1) 上記お試し利用条件に定める最大同時視聴端末数を超えた場合、同時視聴端末数加算額をお支払い頂く場合があります。
- (2) 上記お試し利用条件に定める最大配信容量を超える配信を行った場合、配信容量加算額をお支払い頂く場合があります。
- (3) 同時視聴端末数加算額とは、お試し利用条件に定める最大同時視聴端末数を超えて利用した場合の超過同時視聴端末数に対する利用料金です。動画配信装置から動画データを同時に配信する視聴端末数が、最大同時視聴端末数を超えて配信された場合、利用期間を通じて最も高い同時視聴端末数を記録した1回の配信について、最大同時視聴端末数を超過した視聴端末数100台ごとに、「お試し利用条件を超過した際の超過料金」に規定する料金額を乗じて得た額とします。
- (4) 同時視聴端末数の測定は、測定対象期間において、動画データを同時に配信する視聴端末数を一定期間ごとに測定し、測定対象期間中の最大値を当社設備により測定します。
- (5) 配信容量加算額とは、お試し利用条件に定める最大配信容量を超えて利用した場合の超過配信容量に対する利用料金です。動画配信装置から配信された配信容量が、最大同時配信容量を超えて配信された場合、超過した配信容量 1 GBごとに、「お試し利用条件を超過した際の超過料金」に規定する料金額を乗じて得た額とします。
- (6) 配信容量の測定は、測定対象期間において、動画配信装置からインターネットへの伝送方向についての配送容量を一定期間ごとに測定し、その総測定値を当社設備により測定します。配送容量の測定は、1GBを単位とし、端数は切り上げるものとします。
- (7) 当社の機器の故障等により、同時視聴端末数および配信容量を正しく算定することができなかった場合の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額は次のとおりとします。

(a) 利用期間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金期間における 1 日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(b) (a)以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（注）本欄(a)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

(i) 利用期間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる利用期間における 1 日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(ii) 利用期間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額、又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の同時視聴端末数加算額および配信容量加算額のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

附 則（令和 4 年 3 月 7 日 A P S 2 サ第 00889010 号）

この規約は、令和 4 年 3 月 15 日から実施します。

附 則（令和 4 年 10 月 21 日 C A S 2 サ第 00976085 号）

この改正規定は、令和 4 年 10 月 31 日から実施します。